

## 今後についての意見

各協議員から、以下のような意見があった。

### (1) これまでの反省点

- ・外環に関する認識の違いから、協議員同士の問題意識の共有化が図れず、時間が費やされた。
- ・何か決めることを目的としたものではないが、運営面での決定方法が明確でなく、論議が拡散するケースが多々あった。
- ・協議員の外環に関する共通認識が得られず、論議がかみ合わない状態が続いたが、論議の積み重ね、現地視察等を通じ、協議員相互の理解が深まった。これまでの外環の経緯をみれば「必要コスト」、「産みの苦しみ」の期間と考えるべきである。
- ・これまでの外環計画の負の原点が明らかにされたことは、一定の評価ができる。
- ・人事異動によって、混乱が生じた。
- ・必要性から論議している最中に、国、都から新たな方針が出され、協議会を軽視した行為があった。
- ・過去30年以上にわたり、その間の住民の経済的損失と心理的苦悩を行政は真摯に受け止めるべきだ。
- ・旧法時代の都市づくりの反省を原点とし、都市と道路づくりについて客観的に検証し、行政と地域住民が一体となって、何が必要かを検討していくべきである。
- ・協議員アンケートの回答率が悪く、運営形態の改善に寄与しなかった。
- ・より多くの意見をもらうために、傍聴者からの意見を求めたが、結果として協議員の誹謗中傷が目立ったのは残念であった。
- ・手続論に終始する場面が多く見られ、必要性に関する各論点項目の中で、白熱した議論の応酬が余り見られなかったことは残念だ。
- ・交通集中や環境などの質問や提案に対して、行政がややもすれば紋切型の回答に留まり勝ちだったことは、議論の発展を阻害した。

### (2) 今後の取り組むべき課題

行政の役割(国、都、区市)

- ・都市づくり、特にまちづくりの視点(水と緑の武蔵野)からどうあるべきかを地域住民と一緒に検討していくべきである。
- ・全体の必要性の論議からより地域の論議となるため、地元自治体が主体となって、地域のまちづくりをどうしていくのか検討すべきである。

- ・論議し尽くされていない内容、住民の求めている疑問点等に対し、速やかに調査するなど、疑問点等に回答していくべきである。

#### 地元協議員の役割

- ・地域の代表として推薦されてきたという認識を持ち、個人の意見に固執することなく、その地域全体のことも考えるべきである。
- ・論議してきた内容を、広域と地域に浸透させていくべきである。

#### 地域住民の役割

- ・ただ批判(賛成、反対)するのではなく、地域がどうあるべきか考え、市民としての具体案を示す努力が求められている。
- ・傍聴アンケート等において、何が知りたいのか、疑問点は何か、協議会で論議してもらいたい項目等を提案すべきである。

#### 協議会のあり方

- ・今後は、全体での必要性の論議から、より地域単位での個々の論議への進展が予想され、地域別協議会へ発展することを期待する。
- ・具体的な計画内容をもとに、論議を深めるべきである。
- ・これまでの運営形態では、発言機会、発言時間が限られているため、論議内容によっては、地域単位での議論をすべき段階にある。
- ・各協議会の終りに、「今日、ご発言にならなかった方は、意見用紙にご意見を書いて、事務局にFAXしてください」と司会者が要請するなどして、出来るだけ全協議員に発言させることが、今後は重要である。
- ・行政が資料を提出する場合、結論に至る経過、今後の課題についても踏み込んで発言することが、PIの前進につながる。

#### 地域のPIのあり方

- ・地域住民の声を吸い上げ、説明責任を果たすためには、区市の行政等によるオープンハウス(相談所)等、地域の実情に合わせ柔軟に取り組むべきだ。
- ・必要性の議論を深めるためには、各論点に関する議論の内容を整理するだけでなく、議論をある程度収斂させる努力が、司会者に求められる。「協議会は結論を出す場ではない」という一文が、行政・住民双方に都合良く悪用されている。

#### データの提示

- ・協議会から出された質問に対して、国・都から未だ回答のないものがある。必要なデータ・資料はすみやかに提示し、提示できない場合は、その理由を明確にすべきである。

### 第三者機関

・国土交通省・東京都が大深度地下構造で合意し、大きく報じられたことで、構想段階から検討するはずの「PI」が一般市民にとって理解しにくくなり、PIを掲げる本協議会にとってはもちろん、PIプロセス全体にとっても大きなマイナスだった。本当にPIをしたいのであれば、PIを主催する国土交通省・東京都は、決定したかのような発言をすることは慎むべきである。この反省から、PIプロセスをチェックする第三者機関はやはり必要だと思われるが、その委員の選任は、事業者である国土交通省・東京都ではなく、環境省や財務省など関連する他の省庁が行うべきである。